

協会制度保証

協会制度保証一覧表

(令和5年4月1日現在)

保証制度名	資金使途	保証限度額(1企業者あたり)	保証期間	担保	保証人	保証対象者、保証条件その他
手形貸付根保証	事業に要する運転資金(組合の場合転貸資金を除く。)	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	2年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
割引根保証	事業に要する運転資金(組合の場合転貸資金を除く。)	申込1件につき100万円以上で、2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	2年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
当座貸越(貸付専用型)根保証	事業に要する運転・設備資金	1企業100万円以上で、2億8,000万円以内。ただし、無担保の場合は5,000万円以内	1年又は2年	必要に応じて徴する	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口当座貸越根保証「ウサボくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、3,000万円以内	1年又は2年	必要に応じて徴する	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
事業者カードローン当座貸越根保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき100万円以上で、2,000万円以内	1年又は2年	原則として不要とする。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
長期経営資金保証	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき2,000万円以上で100万円単位とし、2億円以内(組合は4億円以内)	運転資金3年以上15年以内、設備資金3年以上20年以内	原則として徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
商工連あっせん融資保証	事業に要する運転・設備資金	融資あっせん要綱で定める。	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	融資あっせん要綱で定める。
中小企業特定社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要に応じて徴する。	不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
「地方創生」応援社債保証	事業に要する運転・設備資金	4億5,000万円以内	7年以内	必要に応じて徴する。	不要とする。	取扱要領で定める。
流動資産担保融資保証	事業に要する運転・設備資金	2億円以内	1年以内	売掛債権又は棚卸資産を徴する。	法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
下請振興関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	売掛債権を徴する。	法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
事業再生保証	制度要綱で定める。	2億円以内	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
借換保証	事業に要する運転・設備資金	制度要綱で定める。				
小企業経営支援保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	10年以内(商工連あっせん融資保証を利用する場合は運転資金7年以内、設備資金10年以内)	徴しない。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
特定信用状関連保証	制度要綱で定める。	2億円以内	1年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
小口零細企業保証	事業に要する運転・設備資金	貸付限度額は2,000万円以内	10年以内	原則として徴しない。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
一括支払契約保証	制度要綱で定める。	10億円以内	1年以内	必要に応じて徴する。	個人保証人は徴求しないものとする。	制度要綱及び事務取扱要領で定める。
予約保証	事業に要する運転・設備資金	2,000万円以内	5年以内(小口零細企業保証を利用する場合は10年以内)	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
新規応援保証	事業に要する運転・設備資金	5,000万円以内	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
事業再生計画実施関連保証	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
災害緊急特別保証	災害等の発生により必要な事業資金	8,000万円以内	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
設備応援みらい保証	事業に要する設備資金及び設備導入に附帯する運転資金	2億8,000万円以内	20年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
小口カードローン当座貸越根保証「ミミボくん」	事業に要する運転・設備資金	申込1件につき50万円以上で、500万円以内	1年又は2年	原則として不要とする。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
東日本大震災復興緊急保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
危機関連保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
財務要件型無保証人保証	事業に要する運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	運転資金7年以内、設備資金10年以内、運転設備は10年以内	必要に応じて徴する。	不要とする。	制度要綱で定める。
事業承継サポート保証	後継者への事業承継を目的とした事業承継計画の実施に必要な資金	2億8,000万円以内	15年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
自主廃業支援保証	廃業計画の実施に必要な事業資金	3,000万円以内	1年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
長期成長保証「つなぐ」	事業に要する運転資金	1億円以内	7年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
経営発達応援保証「みらいのチカラ」	事業に要する運転・設備資金	1億円以内	運転資金10年以内、設備資金15年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。
事業承継特別保証	制度要綱で定める。	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	10年以内	必要に応じて徴する。	徴求しない。	制度要綱で定める。
伴走支援型特別保証	事業に要する運転・設備資金	1億円以内	10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)	事業再生の計画の実施に必要な運転・設備資金	2億8,000万円以内(組合は4億8,000万円以内)	15年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	制度要綱で定める。
スタートアップ創出促進保証	創業により行う事業の実施に必要な運転・設備資金	3,500万円以内	10年以内	徴しない。	徴求しない。	制度要綱で定める。
サステナビリティ推進保証「ともにみらいへ」	事業に要する運転・設備資金	3,000万円以内	運転資金7年以内、設備資金10年以内	必要に応じて徴する。	原則として法人代表者を除き不要とする。	取扱要領で定める。